

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第112号

京都市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

京都市クリーニング業法施行細則の一部を次のように改正する。

第1条中「(法)」の右に「及び京都市クリーニング業法に基づく衛生上必要な措置に関する条例(以下「条例」という。)」を加える。

第6条を第8条とし、第3条から第5条までを2条ずつ繰り下げる。

第2条第3項中「(法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

(クリーニング所の面積)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定める面積は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

(1) 次号以外のクリーニング所(法第2条第4項に規定するクリーニング所をいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積

ア 洗い場 9.9平方メートル(ドライクリーニングの処理のみを行うクリーニング所の洗い場にあっては、6.6平方メートル)

イ 仕上場(受渡し場(洗濯物の受取及び引渡しをする場所をいう。)を含む。以下同じ。) 9.9平方メートル

(2) 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所 6.6平方メートル

(クリーニング所の構造、設備及び施設の管理について講じるべき措置)

第3条 条例第2条第6号に規定する別に定める措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 洗い場から出る汚水が仕上場に流入することがない構造又は設備とすること。

(2) 洗い場の壁のうち、床面からの高さが1メートル以下の部分は、不浸透性材料(コンクリート、タイルその他の汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造し、又は腰張りをし、容易に清掃又は消毒を行うことができるものとすること。

(3) 仕上場の床は、不浸透性材料又はこれに準じるもので築造し、容易に清掃又は消毒を行うことができる構造とすること。

- (4) 洗濯が終わっていない洗濯物を収納する設備又は容器は、洗濯が終わった洗濯物を収納する設備又は容器と区分し、それぞれ専用の設備又は容器として使用すること。仕上げが終わっていない洗濯物を収納する設備又は容器と仕上げが終わった洗濯物を収納する設備又は容器との区分についても、同様とする。
- (5) クリーニング所の内部及び設備並びに器具類は定期的に消毒し、損傷した箇所は必要に応じて補修すること。
- (6) ねずみ、昆虫等の駆除を適切に行うとともに、必要に応じて適切な方法でこれらを防除すること。

第1号様式中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「受取及び引渡し場」を「受渡し場」に、「仕上げ場」を「仕上場」に改め、同様式注を同注1とし、同注の次に次のように加える。

2 「受渡し場」とは、洗濯物の受取及び引渡しをする場所をいいます。

第2号様式中「第2条から第4条まで関係」を「第4条から第6条まで関係」に改める。

第3号様式中「第3条関係」を「第5条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、同様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)